

新旧対照表

○採石法施行細則（第2条関係）

新	旧
<p>第1条（略） （採石業務管理者試験）</p>	<p>第1条（略）</p>
<p>第2条 知事は、採石業務管理者試験を実施するときは、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限を、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。</p>	<p>（新規）</p>
<p>第3条（略）</p>	<p>第2条（略）</p>
<p>別記様式（第3条関係）（略）</p>	<p>別記様式（第2条関係）（略）</p>